

プロポーザルに参加される方へ

この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があります、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなりますので、当該特記事項の内容を確認の上、プロポーザルに参加してください。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第176条及び第180条の規定により、処罰される場合があります。